

長野県警察次世代育成支援行動計画推進検討委員会設置要綱の制定について（平成17年3月29日例規第4号）

最終改正：平成27年3月20日

○長野県警察次世代育成支援行動計画推進検討委員会設置要綱の制定について

平成17年3月29日
例規第4号県警察本部長

改正 平成18年3月県警察本部訓令第3号、19年3月第2号、20年3月第2号、27年3月第2号

部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

長野県警察次世代育成支援行動計画に掲げた次世代育成支援対策を効果的に推進するため、次のとおり長野県警察次世代育成支援行動計画推進検討委員会設置要綱を制定し、平成17年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

長野県警察次世代育成支援行動計画推進検討委員会設置要綱

第1 設置

長野県警察次世代育成支援行動計画に掲げた次世代育成支援対策を効果的に推進するため、警察本部に長野県警察次世代育成支援行動計画推進検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、行動計画の進捗状況の確認、改善策の検討等を行い、より効果的な次世代育成支援対策の推進を図るものとする。

第3 委員会の構成

1 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置き、その構成は次に掲げるとおりとする。

(1) 委員長 警務部長

(2) 副委員長 警務課長

(3) 委員 総務課長、会計課長、生活安全企画課長、地域課長、刑事企画課長、交通企画課長及び警備企画課長

2 委員会は、委員長が招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要があるときはその職務を代理する。

第4 子育て相談員

1 各所属に、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を行う「子育て相談員」を置く。

2 子育て相談員は、本部各所属においては、次長、副隊長又は副校長を、警察署においては副署長又は次長を指名するものとする。

第5 庶務

委員会の庶務は、警務課において行うものとする。